

令和4年第2回 神川町農業委員会総会議事録

開催年月日及び開催場所		令和4年2月22日(火) 神川町役場本庁舎3階 第1・第2会議室							
開議時刻及び宣告者		午後1時30分 会長 櫻澤 泰信							
閉会時刻及び宣告者		午後3時30分 会長 櫻澤 泰信							
議長	櫻澤 泰信	議事参与制限委員数	なし	傍聴者数	なし				
出席した事務局職員		事務局長：櫻澤 典明 事務局長補佐：高橋 和宏 主事：渡辺 玲香							
委員出席状況	席次	氏名	出欠	席次	氏名	出欠	席次	氏名	出欠
	1	松原 良治	○	9	藤牧 重徳	○	推4	西口 学	○
	2	原口 幸雄	○	10	坂本 等	○	推5	福嶋 志信	○
	3	長谷川 隆	○	11	野村 清太郎	○	推6	安達 彰	○
	4	四方田 芳泰	○	12	佐藤 文雄	○	推7	町田 貴	○
	5	町田 雅文	○	13	櫻澤 泰信	○	推8	伊藤 光雄	○
	6	松本 由紀子	○	推1	金井 豊	○	推9	筑 幸広	○
	7	関根 豊	○	推2	堀内 康男	○	推10	新井 美範	○
	8	木村 豊	○	推3	金井 眞澄	○	推11	須川 朋和	欠

会議進行状況

会議事項	発言者	顛末
開 会	事務局長	<p>定刻となりましたので、ただいまより総会を始めさせていただきます。 農業委員会会議規則第4条の規定により、議事の進行は会長にお願いします。</p>
	議 長	<p>ただいまから、令和4年第2回農業委員会の総会を開会したいと思います。 出席委員は、13名全員が出席です。過半数に達していますので総会は成立いたします。 それでは、慎重審議をお願いいたしまして議事に入りたいと思います。</p>
日程第1 議事録署名人及び書記の 指名について	議 長	<p>日程第1の議事録署名人及び書記の指名を行いたいと思います。 神川町農業委員会会議規則第13条第2項に規定する議事録署名人の指名を行います。 議事録署名人は、4番 四方田委員、5番 町田委員をお願いいたします。 書記は、事務局の高橋君、渡辺君を指名いたします。</p>
日程第2 第5号議案 農地法第3条の規定による 許可申請について	議 長	<p>続きまして、日程第2に移ります。 第5号議案 農地法第3条の規定による許可申請について（委員会処分） を議題とします。 農地法第3条第1項の規定により、別紙許可申請に対する処分を決定したいのでこの案を提出するものです。事務局は1番の説明をお願いします。</p>
	事務局	<p>申請番号1番についてご説明いたします。土地の所在や面積、申請者の氏名等につきましては、議案書3ページに記載のとおりです。 申請地につきましては議案書4ページの位置図、5ページの案内図をご覧ください。申請地の現況については、違反等もなく適正に管理されておりました。 受人は〇〇地内にお住まいで、主に梨、トマト、水稻の栽培をしております。農業用機械はトラクターを2台、田植機を1台、コンバインを1台所有しており、家族4人で農作業をしているとのことでした。</p>

会議事項	発言者	顛末
	<p>議 長</p> <p>藤牧委員</p> <p>議 長</p> <p>議 長</p> <p>事務局</p>	<p>た。</p> <p>経営規模の拡大を図りたいと思っていた受人と、農地を手放したいと考えていた渡人との間で売買の話がまとまったため、今回の申請に至りました。</p> <p>説明は以上です。ご審議の程よろしく申し上げます。</p> <p>申請番号1番について、地区担当の委員からご意見があればお願いします。</p> <p>特にありません。</p> <p>それでは質疑に入りたいと思います。</p> <p>申請番号1番について、質疑がある方は挙手をして意見を述べてください。</p> <p>〔質疑なし〕</p> <p>無いようなので採決に移ります。</p> <p>第5号議案1番について、原案のとおり許可することに賛成の方は挙手をお願いします。</p> <p>〔全員挙手〕</p> <p>全員賛成ということで、第5号議案1番については原案のとおり許可といたします。</p> <p>続きまして、事務局は2番の説明をお願いします。</p> <p>申請番号2番についてご説明いたします。土地の所在や面積、申請者の氏名等につきましては、議案書3ページに記載のとおりです。</p> <p>申請地につきましては議案書6ページの位置図、7ページの案内図をご覧ください。申請地の現況については、一部にネットなどの廃材のようなものが置いてあり、その周辺は草が茂っていましたが、その部分以外については管理されている状態でした。</p> <p>受人は〇〇地内にお住まいで、主に梨や露地野菜、水稻の栽培をしております。農業用機械はトラク</p>

会議事項	発言者	顛末
	<p data-bbox="506 970 595 1002">議長</p> <p data-bbox="506 1070 618 1102">藤牧委員</p> <p data-bbox="506 1361 595 1393">議長</p>	<p data-bbox="763 300 2119 379">ター、田植機、消毒機、運搬車、乗用草刈機、トラックをそれぞれ1台所有しており、夫婦で農作業をしているとのことでした。</p> <p data-bbox="763 395 2119 475">申請地は受人の所有農地に隣接していることから、以前から相対で受人が借り受けていたようですが、農地を手放したいと考えていた渡人との間で売買の話がまとまったため、今回の申請に至りました。</p> <p data-bbox="763 491 2119 571">なお、申請の受理にあたり、受人の所有農地について調査を行ったところ、適正な管理がされていないと思われる農地が2筆あることが判明しました。</p> <p data-bbox="763 587 2119 715">この農地について受人に話を伺ったところ、農地であることは理解しており、みかんや柚子、柿などが植えてあるほか、時期にはネギを植えていることもあるとのこと、違反をしている認識は無いということで本申請を提出されました。</p> <p data-bbox="763 730 2119 858">このようなことから、申請地にあるネットなどの廃材と、所有地の現況について、別添の写真をご覧ください、農地法第3条第2項第1号で掲げる「全部効率利用要件」を満たすか否か、ご審議いただきたいと思います。</p> <p data-bbox="763 874 1424 906">説明は以上になります。よろしく申し上げます。</p> <p data-bbox="763 970 1771 1002">申請番号2番について、地区担当の委員からご意見があればお願いします。</p> <p data-bbox="763 1070 2119 1198">農地の現況ですが、家の前の農地は一部に砂利を入れて通路にしておりますが、よくある典型的な違反で悪質性を感じるものではありません。もう一筆については分家住宅を建てる際に分筆して残った小さな農地で、耕作放棄地にさせない対策としてもこういう使い方は仕方ないと感じます。</p> <p data-bbox="763 1214 2119 1294">申請地の廃材は片付けていただく必要があると思いますが、所有地の管理については面積や位置的な状況を考えますとやむを得ないといえる状態と感じています。</p> <p data-bbox="763 1361 1279 1393">それでは質疑に入りたいと思います。</p> <p data-bbox="763 1409 1771 1441">申請番号2番について、質疑がある方は挙手をして意見を述べてください。</p>

会議事項	発言者	顛末
	関根委員	<p>写真を見る限り1筆は塀や生垣で囲まれていて完全に庭のように見えますし、自宅前の農地も砂利が敷いてあり庭の一部のようで問題があると思います。</p>
	佐藤委員	<p>違反がある農地の面積はどのくらいなのでしょう。</p>
	事務局	<p>自宅の隣は〇〇㎡ありますが、砂利がある部分はその一部となります。囲われた農地は〇〇㎡です。いずれも青地の農地となっております。</p>
	佐藤委員	<p>今回の件以外で、これまでの申請でも事務局では全ての農地をチェックしているのでしょうか。</p>
	事務局	<p>申請があったものについては全て確認しております。違反等がある場合はまず是正を指示しまして、是正が済んだものを受け付けるようにしています。</p>
	事務局長	<p>補足ですが、今回の申請も是正をしないと難しいことは説明いたしましたが、受人は以前農業委員をしていた方と相談して、委員会で審議してもらった方が良いということで申請を提出しました。</p>
		<p>誰に相談したのかは伺えませんでした。そういった経緯で申請が出されております。</p>
	松本委員	<p>まず申請地の廃材は片付けてもらえば問題ないと思います。自宅への進入路はこの農地以外にもあるのですか。(事務局：うなずく) そうすればその入り口を使うようにして頂いて、分家のほうは一応果樹が植えられているようですし、きれいに管理してあれば本人が農地と認識しているようですし仕方ないかなと思います。</p>
	議 長	<p>畑の進入路は使わないようにするという事です。</p>

会議事項	発言者	顛末
	佐藤委員	<p>私がおもうに、入口は別にあっても車やトラクターなどを買ったりするうちに、出入りに便利なのでだんだん畑を使うようになったのかとおもうのですね。悪気は無いとおもいますよ。</p>
	松原委員	<p>ここの課税はどうなっているのですか。</p>
	事務局	<p>すみません。確認しておりませんので税務課に確認します。</p>
	安達委員	<p>私が小さいころから畑に道があったとおもいます。西側の入り口は狭いかなという感じですが、いつ頃から畑の道があったのか分からないですが、その頃に違反が分からなかったのですかね。生垣のほうも是正というか、転用してもらおうとか。</p> <p>[一同が各個に発言し違反の是非について議論]</p>
	事務局	<p>すみません、先ほどのご意見について回答いたします。まず、分家住宅の囲いについてですが、分家住宅の転用の際に上限の500㎡を分筆して許可を受け、残った200㎡が現在問題となっているところですが、改めて住宅敷地の拡張となるとよほどの事情が無いと認められないと考えられます。</p> <p>また、青地の農地ですので農振除外も必要ですので、現状のまま追認は難しいとおもいます。それと課税についてですが、税務課に確認したところ農地として課税されているようです。</p> <p>[一同が各個に発言し違反の是非について議論]</p>
	議長	<p>このまま採決という訳にはいかないとおもうので、改めてご意見をお願いします。</p>

会議事項	発言者	顛末
	関根委員	<p>先ほどの事務局の説明でもありましたが、新宅でも許可基準があつて場所によっては転用が難しい面があると思うのですね。その中でこの売買を認めては問題があると思います。農地として使っているというのであれば、樹木は抜いてもらつてしっかり耕作してもらうのが良いのではないのでしょうか。</p>
	議 長	<p>砂利はもつてのほかと思いますが、青地の農地の中に基礎がある工作物、塀があるわけですがこれについてはいかがでしょうか。</p>
	坂本委員	<p>道路との境界で、30cmくらいの塀を作つて泥止めというのであれば問題ないと思います。この塀はそういった塀でないのは分かりますが、解釈次第で認められなくはないと思うのですね。</p> <p>周囲を囲っている植木も農業用の花木は認められるわけで、園芸農家は多くの方が植えていますよね。家業が違ふと言へばそれまでですが、解釈次第かなと。</p>
	議 長	<p>[一同が各個に発言し解釈を議論]</p> <p>そろそろ意見をまとめましょう。3つの問題がありますが、1つ目が申請地の廃材、2つ目は自宅の進入路、3つ目に分家の囲いですが、1つ目の廃材については適正に処分してもらふということはいかがですか。</p>
	佐藤委員	<p>ここは3種農地ですか。</p>
	事務局	<p>申請地と分家住宅は2種農地になります。自宅前の畑については〇〇から300m圏内に入るかもしれませんが、すべて青地の農地になります。</p>

会議事項	発言者	顛末
日程第3 第6号議案 農地法第4条の規定による許可申請について		〔一同が各個に発言し議論〕
	議長	今、事務局と相談したので提案します。3つの論点がありますが、1つ目の申請地の廃材は適正に処分、2つ目の自宅進入路は原状回復をお願いし、3つ目の囲いは違反とまでは言えない状況もあるので、2つのことを話してもらって、次回に再度審議でいかがでしょうか。
	坂本委員	2つ目の進入路はだいぶ昔からあるということですが、どうなのでしょう。ハウスの入り口が道になっていることはよくありますが。
	事務局長	申請者も昔からあるとおっしゃっていましたが、農地だからダメと指導している中で、期間が長ければ違反でないとと言われてしまうと指導できなくなってしまうので。
	議長	〔一同が各個に発言し議論〕 さまざまなご意見がありますが、申請者と再度是正や4条転用などについて話し合っ方向を定めて次回審議ということで、本案件は保留ということでいかがでしょうか。 〔賛成の声多数〕 それでは、第5号議案2番については、保留としまして次回再審議とします。
議長	続きまして、日程第3に移ります。 第6号議案 農地法第4条の規定による許可申請について（知事処分）を議題とします。 農地法第4条第3項の規定により、別紙許可申請に対する意見を決定したいのでこの案を提出するものです。事務局は1番の説明をお願いします。	

会議事項	発言者	顛末
	事務局	<p>申請番号1番についてご説明いたします。土地の所在や面積、申請者の氏名等につきましては、議案書9ページに記載のとおりです。</p> <p>申請地は〇〇の南西およそ100mの位置にある農地になります。詳しくは議案書10ページの位置図、11ページの案内図をご覧ください。</p> <p>申請地の現況につきましては、違反等もなく適正に管理されておりました。</p> <p>申請地は集落の中にある小集団の生産性の低い農地であることから、第2種農地と判断いたしました。第2種農地の転用は、申請地に代えて周辺の他の土地を供することで当該事業の目的を達成できる場合は許可できませんが、本案件では周辺に代替できる土地は無いものと思われます。</p> <p>申請者は会社勤めをしながら所有農地の管理を行っておりますが、耕作に費やせる時間も乏しく、農地として保全管理していくことが困難な状況であることから、申請地に長屋住宅2棟を建設し、土地の有効利用を図る計画での申請となります。計画の詳細については、12ページの土地利用計画図をご確認ください。</p> <p>なお、申請者は貸家経営の経験が無いことから、建設後の維持管理等についてはハウスメーカーと一括借り上げ契約を結ぶ形をとることです。事業に要する資金はすべてこのハウスメーカーからの借入金での対応とし、ハウスメーカーの融資証明書が添付されております。</p> <p>説明は以上です。ご審議の程よろしく申し上げます。</p>
	議 長	<p>地区担当委員は私ですが、事務局の説明通りです。意見は特にございません。</p>
	議 長	<p>それでは質疑に入りたいと思います。</p> <p>申請番号1番について、質疑がある方は挙手をして意見を述べてください。</p>
	町田委員	<p>申請地の北側に農地がありますが、アパートができると日陰になってしまうと思うのですが、この土地の所有者はこの計画を了承しているのでしょうか。</p>

会議事項	発言者	顛末
<p>日程第4 第7号議案 農地法第5条の規定による許可申請について</p>	事務局	<p>この土地は本案件の申請にあわせて分筆した土地でして、所有者は申請者になります。転用の相談の際に伺った話では、この残地は自分で耕作を続けまして、資金の目途がいたら3棟目のアパートを建てたいと考えているとのことでした。</p>
	議長	<p>ほかにありますか。無いようなので採決に移ります。</p>
	議長	<p>第6号議案1番について、原案のとおり許可することに賛成の方は挙手をお願いします。</p>
	議長	<p>[全員挙手]</p>
	議長	<p>全員賛成ということで、第6号議案1番については原案のとおり許可相当と意見を付して県知事に進達いたします。</p>
<p>日程第4 第7号議案 農地法第5条の規定による許可申請について</p>	議長	<p>続きまして、日程第4に移ります。</p>
	事務局	<p>第7号議案 農地法第5条の規定による許可申請について（知事処分）を議題とします。</p> <p>農地法第5条第3項の規定により、別紙許可申請に対する意見を決定したいのでこの案を提出するものです。事務局は1番の説明をお願いします。</p> <p>申請番号1番についてご説明いたします。</p> <p>本案件は昨年5月の総会で審議され、異議なしとして回答しました農振除外案件になります。</p> <p>土地の所在や面積、申請者の氏名等につきましては、議案書14ページに記載のとおりです。なお、隣接する宅地を一体利用する計画のため、計画全体の面積は〇〇㎡となります。</p> <p>申請地は〇〇の南東およそ30mの位置にある農地になります。詳しくは議案書15ページの位置図、16ページの案内図をご覧ください。</p> <p>申請地の現況につきましては、違反等もなく適正に管理されておりました。</p>

会議事項	発言者	顛末
	<p>議長</p> <p>関根委員</p> <p>事務局長</p>	<p>申請地の南東側には整備された優良農地が広がっていることから、農地区分は第1種農地と判断いたしました。第1種農地の転用は原則許可されませんが、本案件は既存の宅地を一体利用して店舗を建設するものであるため、農地法施行規則第36条に定められる不許可の例外規定に該当するものと思われます。</p> <p>譲受人は〇〇市に本社を構える法人で、現在は〇〇地内に店舗を展開しておりますが、手狭なことから敷地の拡張を検討しましたが、周辺の状況により拡張は困難な状況であることから、申請地に新たな店舗を建設する計画での申請となります。計画の詳細については、17ページの土地利用計画図をご確認ください。</p> <p>申請にあたり、土地改良区と調整済で、「支障なし」の意見書が添付されているほか、事業に要する資金はすべて自己資金で対応とし、金融機関発行の残高証明書が添付されております。</p> <p>また、町の開発協議についても建設課と調整済となっております。</p> <p>説明は以上です。ご審議の程よろしく申し上げます。</p> <p>申請番号1番について、地区担当の委員からご意見があれば申し上げます。</p> <p>申請に反対するものではありませんが、申請地の周辺は梨畑がありますので、消毒の際の臭いや夜間の照明には配慮していただければ問題ないと考えております。</p> <p>補足いたします。先日、町の開発協議会がありまして私も参加したのですが、その際に確認しましたところ、受人は照明や消毒の臭いなどについては承知いただいているとのことでした。そして現在の店舗についてですが、移転後に利用希望者がいれば使っていただき、希望者がいなければ取り壊して土地も返却するとのことでした。</p> <p>また、申請地には埋蔵文化財があることが判明しておりまして、店舗の着工は文化財調査後になるということでした。</p>

会議事項	発言者	顛末
<p>日程第5 第8号議案 農地法第5条の規定による許可後の計画変更申請について</p>	議長	<p>それでは質疑に入りたいと思います。 申請番号1番について、質疑がある方は挙手をして意見を述べてください。 〔質疑なし〕</p>
	議長	<p>無いようなので採決に移ります。 第7号議案1番について、原案のとおり許可することに賛成の方は挙手をお願いします。 〔全員挙手〕</p>
	議長	<p>全員賛成ということで、第7号議案1番については、原案のとおり許可相当と意見を付して県知事に進達いたします。</p>
	議長	<p>続きまして、日程第5に移ります。 第8号議案 農地法第5条の規定による許可後の計画変更申請について（知事処分）を議題とします。 農地法第5条第3項の規定により、別紙許可申請に対する意見を決定したいのでこの案を提出するものです。 この案件は砂利採取に係るものですので、一括審議したいと思います。事務局は説明をお願いします。</p>
	事務局	<p>申請番号1番、2番は〇〇株式会社による砂利採取に係る一連の案件であるため、一括してご説明させていただきます。議案書19ページ、20ページをご覧ください。 本案件は、昨年2月の総会で審議され、同年3月に県の許可を受けた砂利採取事業に係る一時転用の計画変更申請になります。 申請地につきましては、株式会社〇〇の南側に広がる農振農用地区域内にある農地、青地の農地でございます。詳しくは議案書21ページの位置図、22ページの案内図をご覧ください。 計画変更の内容としましては、表土及び中間土の土量が想定よりも多く、除去作業に多大な期間を費やしたことに加え、今年の梅雨時期の天候不順もあり、作業工程に大幅な遅れが生じたことから、採取</p>

会議事項	発言者	顛末
<p>日程第6 第9号議案 農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想の改正について</p>		<p>期間を6ヶ月間延長するものです。 採取期間以外の計画については変更ありませんが、23ページに土地利用計画図と、別添で詳細図をお付けしてありますのでご確認ください。 説明は以上です。ご審議の程よろしく申し上げます。</p>
	議長	<p>それでは、地区担当の松本委員からご意見があればお願いします。</p>
	松本委員	<p>特にありません。</p>
	議長	<p>それでは質疑に入りたいと思います。 申請番号1番について、質疑がある方は挙手をして意見を述べてください。 〔質疑なし〕</p>
	議長	<p>無いようなので採決に移ります。 第8号議案1番について、原案のとおり承認することに賛成の方は挙手をお願いします。 〔全員挙手〕</p>
	議長	<p>全員賛成ということで、第8号議案1番2番については、原案のとおり承認相当と意見を付して県知事に進達いたします。</p>
	事務局	<p>続きまして、日程第6に移ります。 第9号議案 農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想の改正について を議題とします。 農業経営基盤強化促進法施行規則第7条の規定により、別冊基本構想の改正に対する意見を決定したのでこの案を提出するものです。事務局は説明をお願いします。 本案件は、農業経営基盤強化促進法の一部改正により、埼玉県が作成しております「埼玉県農業経営</p>

会議事項	発言者	顛末
	<p data-bbox="501 1166 595 1198">議長</p> <p data-bbox="501 1310 622 1342">佐藤委員</p>	<p data-bbox="763 296 2096 328">基盤の強化の促進に関する基本方針」が改正されたことに伴い、町の基本構想の改正をするものです。</p> <p data-bbox="763 344 1771 376">「農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想」とは、神川町における</p> <ul data-bbox="797 392 1727 520" style="list-style-type: none"> ・ 育成していくべき効率的、安定的な農業経営の指標 ・ 農業経営を営むかたに対する農用地の利用の集積の目標 ・ 農業経営を目指して経営改善を図ろうとする方への支援措置のあり方 <p data-bbox="763 536 1391 568">などを示した基本的な構想となっております。</p> <p data-bbox="763 584 1447 616">それでは、主な変更点についてご説明いたします。</p> <p data-bbox="763 632 1659 663">1つ目に、「第6 農地利用集積円滑化事業に関する事項」の削除</p> <p data-bbox="763 679 2119 807">農業経営基盤強化促進法の改正に伴い、農地の集積・集約化を支援する体制の一体化として、これまで各JA等が実施してきた農地利用集積円滑化事業が農地中間管理事業に統合一体化されたため、基本構想の記述から削除されました。</p> <p data-bbox="763 823 1133 855">2つ目は文言の修正です。</p> <p data-bbox="763 871 2119 967">農業経営基盤強化促進法等の改正に伴い、文言の修正を行ったものです。お配りしました資料に修正を要する文言の一覧を記載しましたのでご確認ください。</p> <p data-bbox="763 983 2119 1046">このほか、過去の法改正に合わせた改正が行われていなかった箇所がありましたので、今回合わせて修正を行っております。</p> <p data-bbox="763 1062 1335 1094">説明は以上です。よろしく申し上げます。</p> <p data-bbox="763 1166 1267 1198">それでは質疑に入りたいと思います。</p> <p data-bbox="763 1214 1447 1246">質疑がある方は挙手をして意見を述べてください。</p> <p data-bbox="763 1310 2119 1437">私は以前推進委員でしたので、この基本構想を読んだことがあるのですが、以前の構想と比べてもそんなに変わったとは感じられなかったのですね。町として力を入れていくべきは遊休農地の対策だと思うのですが、その辺の具体的な言及はなにも無いですね。</p>

会議事項	発言者	顛末
	議長	私の話は長くなるかもしれませんが、一旦休憩を入れませんか。
	議長	それではここまで時間が掛かっていますので、暫時休憩とします。 【暫時休憩】
	議長	再開いたします。
	木村委員	<p>佐藤委員の前に私も3点ほど伺いたいのですが、まず11ページ③で独立行政法人農業者年金基金が利用権の設定とありますが、基金が利用権を設定することがあるのか。</p> <p>次に、基盤強化法での所有権移転ですが、神川町では例がないと思うのですが、法に定めがあるので15ページ(10)にも記載されているのでしょうか、申請があれば受付してもらえるのか。</p> <p>最後に27ページの①の3番で利用権の存続期間について記載がありますが、中途解約の記載がありますが、一方的な解約は認めないということよろしいでしょうか。</p>
	事務局	<p>1つ目の農業者年金基金の利用権設定についてですが、申し訳ありませんが確認してから後日回答させていただきたいと思います。2つ目の基盤強化法での所有権移転ですが、今までに神川町においては例がありませんが希望される方がいれば対応させていただきます。3つ目についても、申し訳ありませんが確認させていただきまして後日回答とさせていただきたいと思いますのでよろしくお願いいたします。</p>
	木村委員	<p>県が方針を出して同じように作っていると思うのですが、1つ目の農業者年金基金のことは県の構想には入っていないようですので、削除漏れかもしれないのでよく確認をお願いします。回答は後日で結構ですのでよろしくお願いいたします。</p>
	議長	では、事務局は後日回答をお願いします。ほかにご意見はありますか。

会議事項	発言者	顛末
	佐藤委員	<p>私から4点ほど質問と言いますか、意見があります。 〔構想の内容や記述等について、約15分にわたり意見や要望を述べる。〕</p>
	事務局	<p>佐藤委員からの要望事項につきましては、農政担当にお伝えしまして、関係法令等との整合などを確認したうえで修正を検討させていただければと思いますので、よろしくお願いします。</p>
	佐藤委員	<p>この構想はいつから施行されるのですか。</p>
	事務局	<p>具体的な日にちは分かりませんが、3月中旬には県に協議を上げる必要があるようです。</p>
	木村委員	<p>佐藤委員の話も分かりますが、構想の中にはあまり具体的な記載はなくて良いかなと私は考えております。事務局でよく精査していただければ。</p>
	議 長	<p>では、内容についてはいろいろご意見もあろうかと思いますが、ただいまのご意見を町で確認のうえ、適宜修正等をしていただくということでいかがでしょうか。</p>
	木村委員	<p>一つ確認ですが、この構想の制定には農業委員会の同意が必須なのでしょうか。</p>
	事務局長	<p>農業委員会に意見を求めるという規定に則っての照会ですので、必須というものではないと認識しております。ただ、農業委員会からの意見が反映されたかどうかについてはフィードバックさせていただきたいと思います。</p>
	議 長	<p>では、事務局長の言うとおりのとおり、本日の意見について町で再度検討いただいて、結果についてはフィードバックしていただきということでよろしいでしょうか。</p>

会議事項	発言者	顛末
閉 会	議 長 議 長	<p data-bbox="840 300 1041 331">〔異議なしの声〕</p> <p data-bbox="795 347 1742 379">では、ご賛同いただきましたのでそのような形で結審したいと思います。</p> <p data-bbox="795 443 1803 523">以上をもちまして、全ての日程が終了しましたので総会を閉会といたします。 慎重審議ありがとうございました。</p>